国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

【同時発表】
東北管内認定都市

令和４年１０月２０日（木）
東　北　地　方　整　備　局

東北管内初！「歴まちカード」を配布します

～東北の歴史・魅力再発見！歴史まちづくりに取り組む都市をカードで紹介～

令和４年１１月４日（金）より、東北地方における歴まち認定都市※1の連携及び魅力発信を目的として、「歴まちカード（歴史まちづくりカード）」を配布します。
配布開始に伴い、各認定都市で贈呈式を行います。

１．配布概要

配布開始日　：令和４年１１月４日（金）

配布場所　　：各認定都市の指定するスポット（別紙－１参照）（東北地方は１１都市）
（弘前市、盛岡市、多賀城市、大館市、横手市、鶴岡市、白河市、国見町、磐梯町、桑折町、棚倉町）

配布枚数　　：各都市　５，０００枚

２．贈呈式　　：別紙－２のとおり



※１　「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴まち法」）に定める「歴史的風致の維持及び向上に関する計画」の認定を受けた都市

１１月４日は歴まち法施行日（平成２０年１１月４日）にちなんだものです。
歴まちカードは、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局管内の各歴まち認定都市において配布中です。

【記者発表先】
東北建設専門紙記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、
宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ

《問合せ先》国土交通省　東北地方整備局　建政部
TEL　022-225-2171（代表）　FAX 022-227-4459
計画管理課長　　坂上（さかがみ）　大介（だいすけ）（内線 6121）
計画管理課長補佐　今野（こんの）　和也（かずや）（内線 6132）

（歴まち法の概要、全国の認定状況はこちら）
http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html

歴まちカードを配布します

～　歴史まちづくりに取り組む　都市の魅力をカードで紹介　～

歴まちカード

- 歴まち認定都市の象徴的な風景を写真で紹介するとともに、地域固有の歴史的文化的資産のスポット等を紹介。
- カードは、全部で１１種類
- 各認定都市の指定スポットにて配布



【配布時期】

令和４年１１月４日（金）～ なくなり次第終了

（予定配布枚数 各都市５，０００枚）

【発行都市】（歴まち認定１１都市※）

（青森県） 弘前市（ひろさきし）　（岩手県）盛岡市（もりおかし）

（宮城県） 多賀城市（たがじょうし）　（秋田県）大館市（おおだてし）、横手市（よこてし）

（山形県） 鶴岡市（つるおかし）

（福島県） 白河市（しらかわし）、国見町（くにみまち）、磐梯町（ばんだいまち）、桑折町（こおりまち）、棚倉町（たなぐらまち）

※地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に定める歴史的風致維持向上計画の認定を受けた青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県内の１１都市

【配布条件等】

① １人１枚
② 各都市指定配布施設来訪者のみ（郵送不可）
③ 無料配布
④ 配布場所等につきましては、裏面をご覧ください。

【歴史まちづくり（歴まち）とは】

地域固有の歴史的風致を後世に継承していくため、市町が地域 における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に定める歴史的 風致維持向上計画の認定を国から受け、歴史的風致の維持・向上 を図りつつ進めるまちづくり。

「歴まちカード」を配布しています！

東北地方には「歴まち計画認定都市」が１１都市あります。
各認定都市で「歴まちカード」を配布しています。

配布条件
- １人１枚
- 指定配布場所にて手渡しで配布
- 無料



歴まちカード配布場所

県	市町	配布場所	配布時間	定休日	電話番号
青森県	弘前市	弘前市役所　都市計画課窓口 青森県弘前市大字上白銀町1-1	8時30分 ～ 17時	土・日・祝日、年末年始	0172-34-3219
		弘前市立観光館 青森県弘前市大字下白銀町2-1	9時 ～ 18時	年末年始（臨時開館の場合有り）	0172-37-5501
岩手県	盛岡市	岩手銀行赤レンガ館 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目2-20	10時 ～ 17時	火曜日、年末年始	019-622-1236
宮城県	多賀城市	史都多賀城観光案内所（JR仙石線多賀城駅内） 宮城県多賀城市中央二丁目7-1	10時 ～ 16時	年末年始	022-364-5901
秋田県	大館市	秋田犬の里 秋田県大館市御成町一丁目13-1	9時 ～ 17時	12/31、1/1	0186-59-4649
		桜櫓館 秋田県大館市字中城13-3	10時 ～ 17時 （11～3月：16時）	月曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	0186-42-0319
	横手市	横手市ふれあいセンター　かまくら館 秋田県横手市中央町8-12	9時 ～ 17時	年末年始	0182-33-7111
		増田の町並み案内所「ほたる」 秋田県横手市増田町増田字上町53	9時 ～ 17時	年末年始	0182-45-5541
山形県	鶴岡市	旧致道館 山形県鶴岡市馬場町11-45	9時 ～16時30分	水曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	0235-23-4672
		いでは文化記念館 山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南72	9時 ～16時30分 （12～3月:9時30分～16時）	火曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始　※GW,7・8月は無休	0235-62-4727
		松ヶ岡開墾記念館 山形県鶴岡市羽黒町松ヶ岡字松ヶ岡29	9時 ～16時	水曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	0235-62-3985
福島県	白河市	旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷 福島県白河市本町66	10時 ～ 16時	月曜日（祝日の場合は翌火曜日） 年末年始	0248-27-1448
	国見町	あつかし歴史館 福島県伊達郡国見町大字大木戸字霞原3	9時 ～ 16時30分	月曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始、※臨時休館有	024-585-4520
	磐梯町	磐梯山慧日寺資料館 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字寺西38番地	9時 ～ 17時	4月10日～11月30日（期間中無休） 12月1日～4月9日（土・日・祝日）	0242-73-3000
	桑折町	桑折町文化記念館（旧伊達郡役所） 福島県伊達郡桑折町字陣屋12番地	9時 ～ 17時	月曜日（祝日の場合は翌平日） 祝日の翌日、年末年始	024-582-5507
		桑折町役場　教育文化課 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7	8時30分 ～ 17時	土・日・祝日、年末年始	024-582-2403
	棚倉町	棚倉町立図書館 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町21-1	9時 ～ 18時45分	月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	0247-33-4342
		棚倉町役場 地域創生課 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33	8時30分 ～ 17時	土・日・祝日、年末年始	0247-33-2112

歴まちカード贈呈式日程

◆ 各認定都市において、東北地方整備局から「歴まちカード」を贈呈する贈呈式を行います。
◆ 個別の取材をお受けいたします。
◆ 時間・場所の詳細は《問い合わせ先》までご連絡ください。

【青森県】

弘前市　１０月３１日（月）

【岩手県】

盛岡市　１１月　１日（火）

【秋田県】

大館市　１０月３１日（月）
横手市　１１月　１日（火）

【宮城県】

多賀城市　１０月２６日（水）

【山形県】

鶴岡市　１１月　４日（金）

【福島県】

白河市　１１月　１日（火）
国見町　１１月　１日（火）
磐梯町　１１月　２日（水）
桑折町　１１月　１日（火）
棚倉町　１１月　２日（水）

歴史まちづくり法制定の経緯

国土交通省

国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言



文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言

社会資本整備審議会答申　今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか（平成20年2月）

古都に限らず、優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在する
※京都市、奈良市、鎌倉市など政令で指定する10都市

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月）

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行）

【法の目的】
歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】
地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」＝人々の営み

⇔

2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境









基本方針（国が作成）

歴史的風致維持向上計画　（市町村が作成）

【重点区域】
核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定
（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）

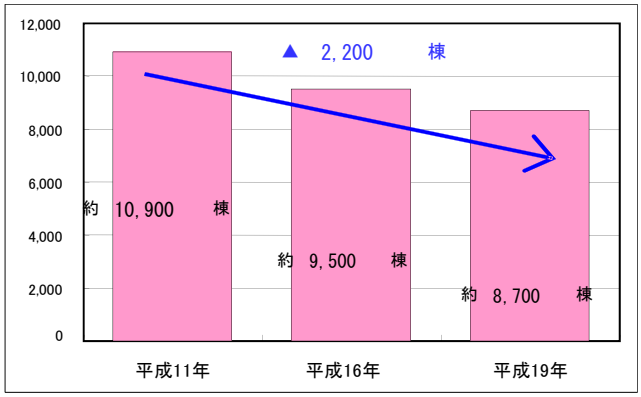


認定歴史的風致維持向上計画

歴史的まちなみが失われる現状

国土交通省

○ 我が国には、城郭や神社仏閣等の**文化財**及び**文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有する建造物**とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。
○ こうした地域において、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われ、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境が形成されている。



金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟（全体の約20%）の歴史的な建造物が失われている。※出典：金沢市資産税課（H19）

文化財指定されていない歴史的建造物については、維持管理に多くの費用がかかること、所有者の高齢化等を背景に滅失が進んでおり、**良好な歴史的まちなみが失われつつある**。

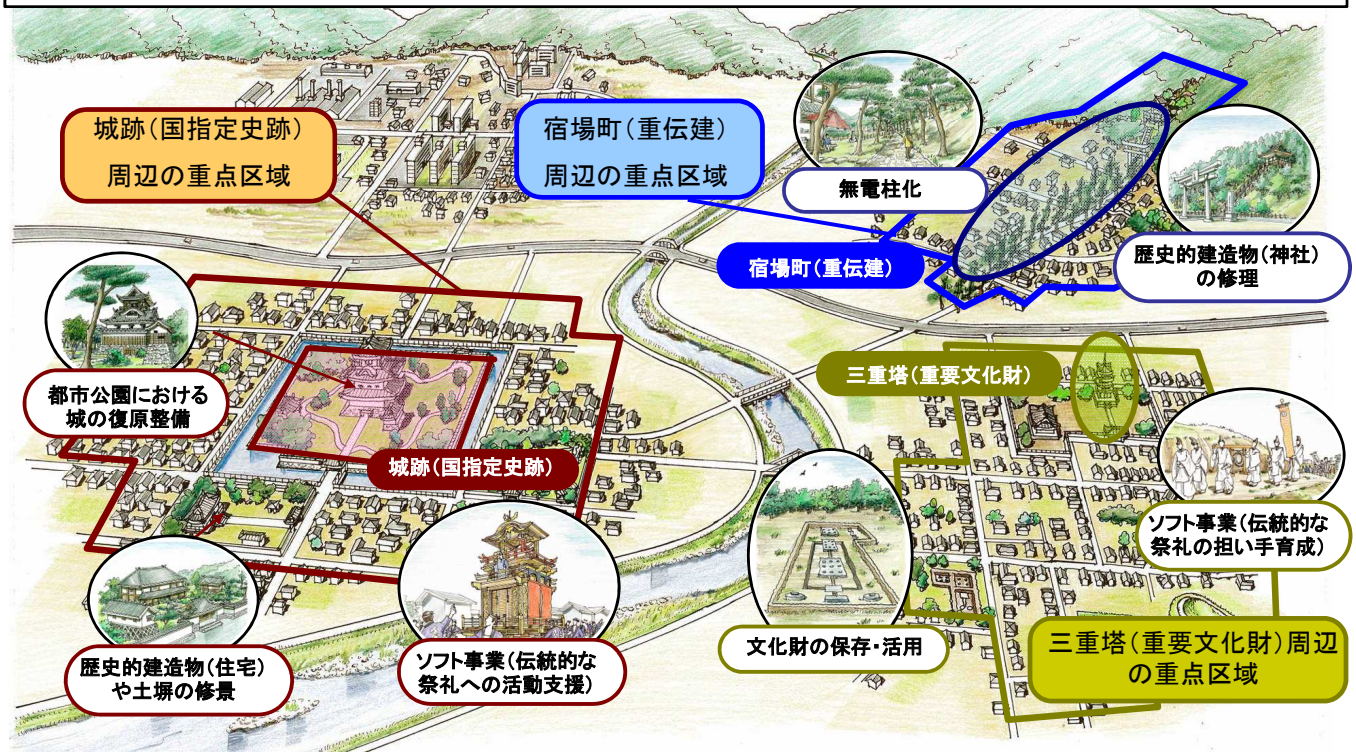


（例）まちなみの連続性が損なわれている様子

歴史まちづくり計画のイメージ

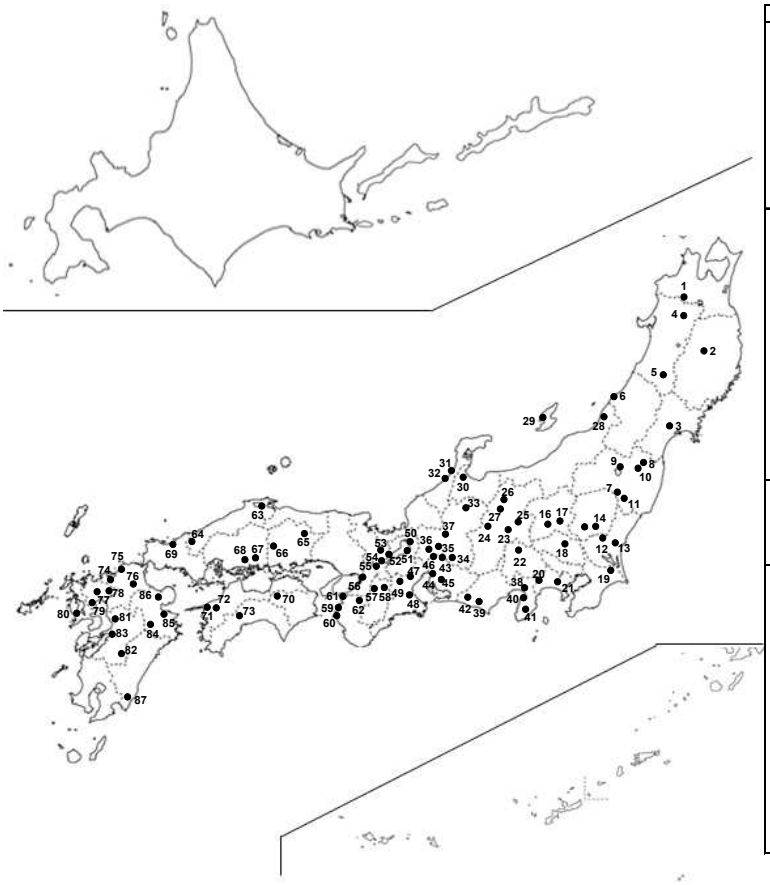
国土交通省

○歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
○景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね5～10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致維持向上計画認定状況（Ｒ４年３月末時点）

国土交通省



【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日
東北【11】	1	青森県	弘前市＊	H22.2.4
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13
	3	宮城県	多賀城市＊	H23.12.6
	4	秋田県	大館市	H29.3.17
	5		横手市	H30.7.11
	6	山形県	鶴岡市	H25.11.22
	7	福島県	白河市＊	H23.2.23
	8		国見町	H27.2.23
	9		磐梯町	H28.1.25
	10		桑折町	H28.3.28
	11		棚倉町	R2.6.24
関東【16】	12	茨城県	桜川市＊	H21.3.11
	13		水戸市＊	H22.2.4
	14	栃木県	下野市	H31.3.26
	15		栃木市	H31.3.26
	16	群馬県	甘楽町＊	H22.3.30
	17		桐生市	H30.1.23
	18	埼玉県	川越市＊	H23.6.8
	19	千葉県	香取市	H31.3.26
	20	神奈川県	小田原市＊	H23.6.8
	21		鎌倉市	H28.1.25
	22	山梨県	甲州市	H29.3.17
	23	長野県	下諏訪町	H21.3.11
	24		松本市＊	H23.6.8
	25		東御市	H24.6.6
	26		長野市	H25.4.11
	27		千曲市	H28.5.19
北陸【5】	28	新潟県	村上市	H28.10.3
	29		佐渡市	R2.3.24
	30	富山県	高岡市＊	H23.6.8
	31	石川県	金沢市＊	H21.1.19
	32		加賀市	R3.3.23
中部【17】	33	岐阜県	高山市＊	H21.1.19
	34		恵那市＊	H23.2.23
	35		美濃市＊	H24.3.5
	36		岐阜市	H25.4.11
	37		郡上市	H26.2.14
	38	静岡県	三島市	H28.10.3
	39		掛川市	H30.1.23
	40		伊豆の国市	H30.7.11
	41		下田市	H30.11.13
	42		浜松市	R4.3.25
	43	愛知県	犬山市＊	H21.3.11
	44		名古屋市	H26.2.14
	45		岡崎市	H28.5.19
	46		津島市	R2.3.24
	47	三重県	亀山市＊	H21.1.19
	48		明和町＊	H24.6.6
	49		伊賀市	H28.5.19

【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日
近畿【13】	50	滋賀県	彦根市＊	H21.1.19
	51		長浜市＊	H22.2.4
	52		大津市	R3.3.23
	53	京都府	京都市＊	H21.11.19
	54		宇治市	H24.3.5
	55		向日市	H27.2.23
	56	大阪府	堺市	H25.11.22
	57	奈良県	斑鳩町	H26.2.14
	58		奈良市	H27.2.23
	59	和歌山県	湯浅町	H28.3.28
	60		広川町	H28.10.3
	61		和歌山市	H30.3.26
	62		高野町	H31.1.24
中国【7】	63	島根県	松江市＊	H23.2.23
	64		津和野町	H25.4.11
	65	岡山県	津山市＊	H21.7.22
	66		高梁市＊	H22.11.22
	67	広島県	尾道市＊	H24.6.6
	68		竹原市	H24.6.6
	69	山口県	萩市＊	H21.1.19
四国【4】	70	徳島県	三好市＊	H22.11.22
	71	愛媛県	大洲市＊	H24.3.5
	72		内子町	R1.6.12
	73	高知県	佐川町＊	H21.3.11
九州【14】	74	福岡県	太宰府市	H22.11.22
	75		添田町	H26.6.23
	76		宗像市	H30.3.26
	77	佐賀県	佐賀市＊	H24.3.5
	78		基山町	H31.1.24
	79		鹿島市	H31.3.26
	80	長崎県	長崎市	R2.3.24
	81	熊本県	山鹿市＊	H21.3.11
	82		湯前町	H29.3.17
	83		熊本市	R2.6.24
	84	大分県	竹田市	H26.6.23
	85		大分市	R1.6.12
	86		杵築市	R3.3.23
	87	宮崎県	日南市	H25.11.22

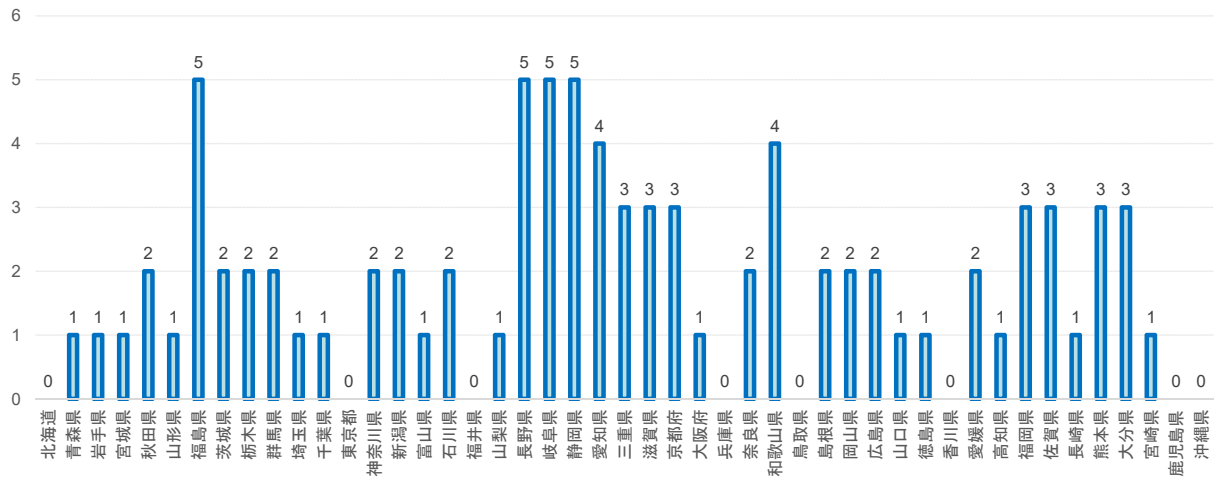
合計　87都市（39府県）

＊うち2期計画認定済　30都市

歴史的風致維持向上計画認定状況（Ｒ４年３月末時点）

国土交通省

○令和４年３月末時点の歴史的風致維持向上計画認定都市数は８７都市であり、
　毎年平均６都市程度を認定している。
○認定都市数は地域ごと、地方ごとにバラツキがみられる。



他整備局管内の歴まちカード

国土交通省

○ 歴史まちづくりに積極的に取り組む都市と地方整備局が連携し、歴まち認定都市の魅力をPRするため、中部・関東・近畿・九州地方でカード型パンフレットを配布開始。

○ 関東地方整備局では16都市で配布し、配布開始１年（H30.8～R1.8）で約6万枚配布。新聞やラジオでも取り上げられ、カード目当ての観光客も増加し、まちの周遊性向上という効果もみられている。

関東地方歴まちカード



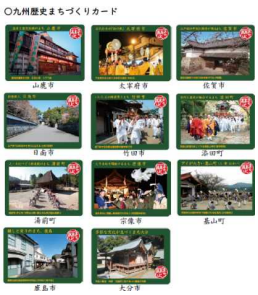
中部地方歴まちカード



近畿地方歴まちカード



九州地方歴まちカード



各歴まち認定都市で行われている「伝わる」工夫

国土交通省

＜AR・VR＞





AR・VRによる小峰城の再現 （福島県白河市）

＜多言語看板＞



観光案内看板：QRコードで5ヶ国語対応
（和歌山県和歌山市）

＜統一看板＞



（滋賀県大津市）



（滋賀県草津市）

複数の地域で合意形成された統一した看板

＜日本文化体験＞





左上：甲冑体験

右下：抹茶体験
（長野県長野市）